

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第五条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

2 新特許法第三十六条の二第二項の規定は、施行日以後にする同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出に係る期間について適用し、施行日以前にした旧特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出に係る期間については、なお従前の例による。

3 新特許法第三十六条の二第三項の規定は、施行日以前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、適用しない。

4 新特許法第三十六条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日以前に旧特許法第三十六条の二第二項に規定する期間(同項ただし書の規定により同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間)を経過している特許出願については、なお従前の例による。

5 新特許法第四十三条第六項の規定は、施行日以前に旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している特許出願については、適用しない。

6 新特許法第四十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に同条第七項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日以前に旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している特許出願については、なお従前の例による。

7 施行日以前に既に納付した特許料又は施行日以前に納付すべきであった特許料(施行日以前に旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む)については、なお従前の例による。

8 新特許法第八十四条の十一第三項及び第六項の規定は、施行日以前に旧特許法第八十四条の十一第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、適用しない。(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の商標法(以下この条及び附則第六条において「新商標法」という。)第九条第三項の規定は、施行日以前に第四条の規定による改正前の商標法(以下この条において「旧商標法」という。)第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。

2 新商標法第九条第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する期間を経過する商標登録出願については、適用し、施行日以前に旧商標法第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、なお従前の例による。

3 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項の規定は、施行日以前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。

4 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第八項の規定は、施行日以後に新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過する商標登録出願について適用し、施行日以前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、なお従前の例による。

5 施行日以前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日以前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。

6 新商標法第四十一条第三項の規定は、施行日以前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間)を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、適用しない。

7 新商標法第四十一条第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する期間を経過する商標登録出願に係る登録料の納付について適用し、施行日以前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間)を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、なお従前の例による。

8 新商標法第四十一条の二第三項の規定は、施行日以前に商標登録をすべき旨の査定又は審決の送達があつた日から三十日以内(旧商標法第四十一条の二第六項において準用する旧商標法第四十一条第二項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間内)を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、適用しない。

9 新商標法第六十五条の八第四項の規定は、施行日以前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間(同条第三項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間)を経過している防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付については、適用しない。

10 新商標法第六十五条の八第五項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付について適用し、施行日以前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間(同条第三項の規定による期間の延長があつた場合は、延長後の期間)を経過している防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付については、なお従前の例による。

第四条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下この条において「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日以前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料が施行日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)に規定する手数料が施行日以前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、施行日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

第五条 前三条及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)

第六条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新特許法第七百七条第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項第五号中「第四十一条の二第一項若しくは第二項」を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。